

# 気づいて！つないで！見守ろう！

～消費者被害防止のために～ 令和3年度VOL.3



新潟県では、高齢者等の消費者被害を防止するため「消費者安全確保地域協議会」の設置を進めています。  
(高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)



## コロナ禍の今、高齢者等を見守りで消費者被害から守りましょう

独りで暮らしている高齢者や障害者の方々は、地域の中で孤立してしまいがちな存在です。それに加えて、新型コロナウイルス感染症予防のため外出自粛により買い物を控え在宅時間が増加したことや、感染への不安等につけ込み、特に、高齢者世帯を狙った悪質な訪問販売や不審電話の増加のほか、給付金支給やワクチン接種に便乗したなりすましや詐欺なども懸念されます。

このような高齢者等の方々を消費者被害から守るために、地域で注意喚起や見守り等を行い、迅速に相談窓口につなぐ協議会の役割はこれまで以上に大きなものとなっています。

## 高齢者等に身近な構成員に、消費者被害防止のための知識があれば、異変に迅速に気づき、声掛けへつなげることができます

### ①悪質商法の手口等の情報共有

消費生活センター(消費生活相談窓口)から、高齢者等に接する機会が多い協議会構成員に対し、今起きている消費者被害情報や注意喚起情報を伝え、情報を共有します。

### ②注意喚起

高齢者等に接する機会が多い構成員の方々から、高齢者等に注意喚起する機会が増え、消費者被害の未然防止や被害減少につながります。

## 高齢者等への声掛けに活用できる啓発資料のご案内

### 新潟くらしの安全かわら版 「きーつけなせや」(新潟県発行)

新潟くらしの安全かわら版  
きーつけなせや  
Vol.105

～みんなで防ごう高齢者の事故～  
これから迎える寒い季節を  
安全に過ごすために！

**注意喚起**  
～たった一度の転倒で寝たきりになることも～  
日常生活での転倒事故に注意しましょう！

転倒事故の約半数が住み慣れた自宅で発生しています！

家の中や家の周りで、つまずいたり滑ったりして転がってしまったことはありませんか。車を重ねるにつれて転びやすくなり、骨格などのけがが容易くなります。特に65歳以上の高齢者は注意が必要で、骨格がきわめて衰えやすくなってしまっていることもあります。転倒事故が起こりやすい家の中や周囲の危険な箇所をチェックしながら、事故を防止しましょう。

長引くコロナ禍で運動不足になっていませんか？

【主な転倒の原因】

- 加齢による身体機能と認知機能の低下
- 病状や薬の影響
- 運動不足

◆加齢に伴い身体機能が徐々に低下し、こまごまの動作がだばりやりにくくなります。自分自身の予測・期待する動作に比べ、現実思ったように身体を動かすことができず、転倒を引き起こすことがあります。

◆車を重ねると、いくつもの病状を抱え、何種類も薬を飲んでいる人も少なくありません。服薬により、立ちくらみやふらつき症状が出てしまい、転倒しやすい状態になる場合があります。

◆長引くコロナ禍により、日常的に体を動かす機会が減少すると、運動機能や感覚機能が弱まり、転倒のリスクが高まります。転倒を防ぐには、日頃から意識して体を動かすことが大切です。

### 「見守り新鮮情報」 (国民生活センター発行)

見守り新鮮情報

使用しているガラケーの電池パックを交換しに携帯電話ショップに行った。機種変更するつもりはなかったが、店員に「今より毎月の携帯電話料金が3千円安くなる」と言われ、スマホの契約をした。さらに、タブレットも動かせられ、新機種に変更した。しかし、スマホは電話に出る方法が分からず、新しいタブレットも機種が違いため、電源の入れ方が分からず使っていない。返金したいができないと言われた。

(80歳代 男性)

携帯電話は自分に合った機種を選びましょう

ひとこと助言

- 携帯電話を契約する際は、自分の身の使い方に合った機種であるかをよく確認し、できるだけ用いやすい人に相談しましょう。また、操作方法に不安な点があるときは、店員に確認し、理解してから契約しましょう。事前にスマホ教習室を利用して、操作方法を確認しておくのもよいでしょう。
- タブレット端末やパソコンなど動かせられるケースもあります。契約する前に、契約内容や料金を確認し、不要な契約は取りましょう。
- 条件を満たしていれば初期契約解除制度や確認制度などにより、契約の解除ができる場合もあります。すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等に相談ください(消費生活センター1588)。

発行元：消費生活センター  
発行日：令和3年12月21日(発行) 発行：新潟県消費生活センター

悪質商法等の被害未然防止、製品安全・消費者事故等の情報をタイムリーにお知らせするリーフレットです。

日頃から高齢者等に身近な方へ情報提供・情報共有しておくことで、被害の防止につなげることが期待できます。

それぞれ新潟県のHP、国民生活センターのHPからバックナンバーも含めてダウンロードが可能です。



## 刈羽村の消費者安全確保協議会の様子をご紹介します

刈羽村では、高齢者の消費者被害防止、見守り強化を目的として、令和2年4月に協議会を設置しました。昨年度はコロナ禍で協議会を開催することができず、今年10月29日に初開催となりました。県もオンライン出席させていただいたため、当日の様子をお伝えします。

### 構成員、協議会出席者の数

- ・刈羽村産業政策課(消費生活相談窓口)・・・2名
- ・刈羽村福祉保健課・・・1名
- ・柏崎警察署(刈羽駐在所、曾地駐在所)・・・2名
- ・刈羽村地域包括支援センター・・・1名



### 協議会次第

- 1開会
- 2挨拶
- 3協議会について
- 4村内相談事例  
について
- 5その他
- 6閉会

### 協議会設置の経緯について協議会事務局から説明がありました

- ・平成29年12月に「新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク」が設置され、県の活動に後押しされる形で、平成30年10月に刈羽村でも協議会設置に向けた内部協議を開始。
- ・当初、民生委員・児童委員協議会や区長連絡協議会なども構成員となっただけであることを検討したが、「刈羽村の協議会はコンパクトに、まずは行政の身近なところから」とすることとし、要綱を作成。令和2年4月1日に現在の構成員で協議会設置。
- ・要綱については、今後、協議会を運営していくにあたり、構成員の追加等を含め修正が必要な場合は、随時協議を重ねて行く予定。

### 各構成員から村内相談事例の報告がありました

- ＜刈羽村産業政策課(消費生活相談窓口)より＞  
6件・・・押し売り(ガス給湯器)、押し買い、ローン一括返済、電話回線の変更に関するものなど
- ＜刈羽村地域包括支援センターより＞  
2件・・・押し売り、点検商法
- ＜柏崎警察署より＞  
1件・・・詐欺業者と思われる建築業者の情報提供



- ◎ 産業政策課から構成員に対し、今後も村内で見守り活動を行っていく中で、消費者から受けた相談や懸念される事案が生じた場合は産業政策課へ情報提供いただくよう依頼。
- ◎ 構成員からは、悪質業者の手口がどんどん巧妙化しているため、消費者被害防止の広報は非常に重要である、との意見があった。

未設置市町村の皆さんにも協議会の運営についてイメージをもってもらいましたでしょうか。刈羽村の協議会では、県からも改めて「消費者安全確保地域協議会」の制度趣旨や他自治体事例などを説明させていただき、一層の活動促進をお願いしたところです。県では今後も消費者被害の防止に向け、各市町村の実情に応じた支援を行っていきますので、設置済み市町村、未設置市町村にかかわらず、関係部署や協議会構成員等に対して県からの行政説明が必要な場合はご遠慮なくご相談ください。

発行 新潟県 県民生活・環境部 県民生活課(〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)  
電話 025-280-5464 FAX 025-283-5879 E-mail ngt030110@pref.niigata.lg.jp  
※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。